

事 前 評 価 調 書

I 事業概要																						
事業名	治山事業（予防治山事業）																					
地区名	北設楽郡設楽町津具字尤																					
事業箇所	北設楽郡設楽町津具字尤 地内																					
事業のあらまし	当該溪流には溪岸侵食による不安定土砂の堆積及び流出が見られ、山地災害の危険性が高い。このため、地元からの要望と荒廃現況を勘案して、治山ダム工2個を実施することにより山地災害を防止する。																					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】 治山ダム工を設置し、荒廃渓流の保全を図る。</p> <p>【副次目標】（必要に応じて記載する） —</p>																					
事業費	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業費</th><th colspan="3">内訳</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0.5億円</td><td>■工事費</td><td>0.5億円、□用補費</td><td>億円、□その他 億円</td></tr> </tbody> </table>	事業費	内訳			0.5億円	■工事費	0.5億円、□用補費	億円、□その他 億円													
事業費	内訳																					
0.5億円	■工事費	0.5億円、□用補費	億円、□その他 億円																			
事業期間	採択予定年度 2021年度 着工予定年度 2022年度 完成予定年度 2022年度																					
事業内容	治山ダム工2個																					
II 評価																						
①事業の必要性	1) 必要性	当該地域では渓流の荒廃が進み、山地災害の発生の恐れがある。地元からは治山事業による整備が強く望まれている。 また、「費用便益分析マニュアル」に基づき算定したB/Cは5.6で1.0を越えており、効果が期待できる。																				
	判定	A	A : 現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。 B : 現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。																			
		【理由】	山地災害の未然防止を図る上で、当該地域における事業実施が必要であるため。																			
②事業の実効性	1) 事業計画	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th><th>2022</th><th>合計</th></tr> <tr> <th>工種区分</th><th>調査・設計</th><td></td><td></td></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工事</td><td>→</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>・治山ダム工</td><td>→</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>事業費（億円）</td><td>0.5</td><td>0.5</td><td></td></tr> </tbody> </table>			2022	合計	工種区分	調査・設計			工事	→			・治山ダム工	→			事業費（億円）	0.5	0.5	
			2022	合計																		
	工種区分	調査・設計																				
工事	→																					
・治山ダム工	→																					
事業費（億円）	0.5	0.5																				
2) 地元の合意形成	地元区長を通じて所有者から要望が出されており、地元への説明を経て地元の了解が得られている。																					
判定	A : 事業計画の実効性が期待できる。 B : 事業計画の実効性が期待できない。																					
	【理由】 事業計画に無理はなく、地元の了解も得られているため、事業の実効性は期待出来る。																					
III 対応方針																						
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。: 上記①及び②の評価がすべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。: 上記以外のもの。																					
IV 事後評価実施の有無と主な評価内容																						

対象（事業完了後 5年目） 対象外

【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】

—

【主な評価内容】

治山ダム工周辺の溪流の状況から事業効果を評価する。